

第5回 国立市介護保険運営協議会

平成25年8月16日（金）

【林会長】

こんばんは。それでは、時間になりましたので、第5回国立市介護保険運営協議会を始めたいと思います。

まず、最初に、前回、第4回の議事録についてですが、何かお気づきの点、ございましたでしょうか。那須委員。

【那須委員】

5ページが一番上ですが、那須の発言。「ジャパンさんの最後のところに」、ジャパンさんはおかしいと思うので、ジャパンケア立川さんじゃないのかなと。書き足していただいたほうがいいと思いますね。

【林会長】

今の点、事務局、よろしいですか。

【事務局】

ジャパンケアにします。

【林会長】

そこに、「ジャパンさん」というところを正式の名称を入れると。よろしくお願ひします。ほかにいかがでしょうか。

よろしければ、前回の第4回の議事録は承認ということでもよろしいですか。

（「はい」の声あり）

【林会長】

ありがとうございます。

それでは、次の議題は、「平成24年度国立市介護保険事業の運営状況について」です。事務局から、平成24年度の国立市介護保険事業につきまして、その運営状況を報告してもらいます。

それでは、事務局お願いします。

【事務局】

それでは、平成24年度の国立市介護保険事業の運営状況について説明させていただきます。

説明に先立ちまして、事前に配付していただきました資料ナンバー23につきまして、追加の資料と、それから、もう一つは差しかえ分の資料がございます。申しわけございません。

まず、差しかえのものは、皆様の机前にお配りさせていただいた、2の要介護認定者の推移という資料になります。こちら、資料ナンバー23の2枚目の紙になります。それについて、机前にお配りさせていただいた資料との差しかえということをお願いいたします。

あともう1点、資料ナンバー23の一番最後のページになるんですけども、一番最後の、10の保険料収納状況のこの裏側ですね。平成24年度保険料所得段階別賦課額というグラフが入ってございますが、すみません、コンピューターの印刷の際の手違いで、数値を入力した表が実際入るところが、グラフのみの印刷となってしまいました。申しわけございません。これも机前にお配りさせていただいた9番、保険料賦課の状況というページを用意しましたので、そちらをごらんいただきたいということでお願いいたし

ます。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。

まず、表紙をめくっていただきまして、1.人口、被保険者の推移という資料になります。

こちらにつきましては、それぞれの年の人口であるとか、それから、被保険者の数であるとかの推計値とその実績を追いかけた数値とグラフになっております。

推計の被保険者につきましては、65歳から74歳までの推計値、それから、75歳以上の推計値、それぞれ、平成24年度につきましては、65歳から74歳までの方が推計で7,614人、それに対して実績値で7,732人。75歳以上の推計で7,433人、実績で7,649人と、推計していった数値より高い数値が出ております。これは推計であるにしても実績であるにしても、被保険者の数が増えているということに違いはございません。

次に、2.要介護認定者の推移という次の紙に移っていただきます。

こちらにつきましては、要介護認定者につきましても、75歳以上の要介護認定者も、23年度、24年度、25年度と増加の傾向になっておりまして、25年度、これは現在の現状の数字ということになるんですけども、75歳以上で2,494人という数字になっております。

こちらをグラフ化したものがその裏側の棒グラフになります。要介護認定者につきましても、ほぼ、年度を追うに従って増加していっているという傾向が見てとれるということになります。

次に、3.平成24年度要介護申請・認定の状況という次の資料の説明をさせていただきます。

認定申請件数につきましては、年間で、平成24年度は3,000件を超えております。そのうち、更新が1,816件となっております、過半数を占めておりますが、新規につきましても733件となっております、相当数の割合を占めているということがわかります。

このように、3,000件以上の認定申請が出ているわけですが、その下側の審査会による要介護認定状況、こちらにつきましては、非該当が出ているのは17件。それに対して、要支援・要介護の認定が出ているものが2,800件以上ということになっておりまして、まず、出てきた申請はほとんどが認定がついているという状態になっております。

このような形で相当数の申請が出ているわけですが、それに伴って認定が行われ、介護給付につながっていくわけでございます。24年度の介護給付費につきましては、標準給付費で42億3,481万1,000円という決算額になっております。これは第5期事業計画におきまして、平成24年度の標準給付額、40億9,200万円強という金額で試算していたのですが、それを1億円以上上回る金額となっております。

ここの金額につきましては、24年度から新たに導入された介護職員処遇改善加算であるとか、地域区分という、地域よっての介護保険点数の単価ですね。通常、全国でいうと1点当たり10円というところが、都心においてはより高い単価がつけられるわけですが、こちらが国立市では、従来10%増しの特甲地という扱いであったのが、12%増しの3級地という扱いとなったことなどが原因ではないかと考えられます。

試算ではございますが、処遇改善加算につきましては、平成24年度中の支出のうち、およそ7,000万円以上の金額が処遇改善加算として給付費増につながっているという試算をしております。

続きまして、5.平成24年度介護給付費決算の状況という円グラフの入っている資料をごらんください。先ほど、42億3,400万円の給付費と言いましたが、そのほかに平成24年度につきましては、月おくれ請求の特別給付、これは23年度中まで制度として国立市が持っていた要介護3以上の方の上乗せ給付の部分ですが、そちらの金額が2月、3月中にサービス設計をされた分が請求されておりましたので、その金額が入って、42億3,800万円余りの金額になっております。

これに対して、国庫負担金、都負担金、市負担金、それから財政調整交付金。こちらの財政調整交付金といいますのは、国から出ている交付金になりますが、そういったお金が歳入として入っております。そして、保険料が9億3,300万円という金額で入っております。支払基金交付金といいますのは、40歳から64歳までの方の健康保険と一緒に徴収されている第二号被保険者の方の保険料部分というものがこの金額、入っております。

その内訳を円グラフにしましたのが、この右側のドーナツ型の円グラフになります。外側が歳入となっております。内側が歳出となっております。

歳出につきましては大きく標準給付費の施設分ですね。施設等分といわれる老健であるとか特養であるとかいった施設で提供されるサービスについての給付費、それから、左側の標準給付費（その他）といいますのは、在宅サービスをメインとしましたその他の、施設等分以外の給付費という部分になります。特別給付につきましては、金額が少ないということで、ほとんどこのグラフでは目で見えて確認するというのはちょっと困難な状態にはなっております。

外側の国庫であるとか、東京都であるとか、市であるとかの負担金ですね。それにつきましては、左側のグラフを円グラフにしているものなんですけど、見てごらんいただいたような割合になっております。

資料をめくっていただきまして、6.給付費の状況というところをごらんいただきます。これは、サービス種類ごとの事業計画上の金額、それと、実際の執行済額というのは決算額とお考えください。実際に支払われた給付額と。それから、事業計画に対する執行率ということになっております。

ここの執行率の数値は、100%を超えているものは、数字が斜体、斜めになった字になっているんですが、全般的に多くのサービス種類において事業計画を上回る執行率ということになっているのは見ていただければわかるかと思えます。

この表をグラフ化したものが、7.主な給付費の執行状況ということになります。これも、平成24年度につきましては、事業計画よりも上回っているものが結構あるということが見ていただけるとわかるかと思えます。ここの黒三角の折れ線グラフですね。執行率の数字が出ていますけれども、100を超えているものが計画を上回っているとお考えください。

また、資料をめくっていただきまして、この給付費の23年度に対する伸び率というのを示したのが、8.介護給付費等の決算額という資料になります。事業計画を上回っていることもあるわけですがけれども、実際に23年度の決算額と比べても、多くのサービス費で、23年度と比べて108%であるとか、107%であるとか、前年比を大きく上回っているというところが見ていただけるとわかるかと思えます。

次に、保険料の説明に入らせていただきます。ここで先ほど追加という形で皆様にお配りさせていただいた保険料賦課の状況という資料をごらんください。

保険料につきましては、第1段階から第13段階までの13の段階に分けて賦課を行っております。それぞれの人数比といいますのは、第1段階で2.54%、以降、第2

段階、第3段階、第4段階と行くにつれ、15.58%、5.06%、5.58%とございまして、一番多い、一番厚い部分のところは、第5段階の16.78%が一番人数的に多いという構成比を占めている部分になります。これは、事業計画上也第2段階と第5段階が多いという形の事業計画を立てているんですが、大きく変わらない数値になっております。

そして、賦課額につきましては、各所得段階に対して、一定金額の保険料が賦課されるわけですがけれども、多くは特別徴収、年金からの天引きによる納付方法の徴収方法になっております。事業計画上也、こちらについても、大きく実際の平成24年度の実績というのはずれているところではございません。

次に、資料をめくっていただきまして、10.保険料収納状況という資料をごらんください。こちらにつきましては、特別徴収という、先ほど説明させていただいた年金からの天引きによる保険料の収納状況については100%ということになってございまして、普通徴収のほうは89.18%というふうに、現年度分の保険料収納については、収納率はごらんいただいているとおりになっております。

そして、滞納繰越分につきましては、収納率が30.37%とあまり高くなく見える数値にはなっておりますので、滞納繰越分に対する取り組みは今後も続行していくということをお願いしたいと思います。

最後に、すみません、お手元にお配りさせていただいた保険料減免状況と書いてある資料の、12番と入っていると思うんですが、こちらのほう、番号としては11番になりますので、すみません、番号の付番のずれがございました。

11.保険料減免状況につきましては、平成24年度34件の申請が行われ、それに対して29件、減免の認定が行われております。

以上、雑駁ではございますけれども、国立市の平成24年度の介護保険事業の運営状況について説明させていただきました。

あと1点、今、平成24年度の状況ということで報告させていただいたんですが、もう1点、実は、今日、追加で机上に配付させていただきました資料ナンバー24、平成25年度介護保険特別会計補正予算（第1号）案の概要という資料がございまして、実は、今年度ですね、昨年実績に応じて、東京都や国、あるいは社会保険診療報酬支払基金等から負担していただいたお金を昨年実績に基づいて計算するわけですがけれども、今年度につきましては、昨年中、交付を受けた負担金のうち一定金額を返還するということになりまして、返還するための金額を補正予算として組んだという資料になります。

歳入としては、昨年中の給付等が行われた後に残った繰越金ですね。この繰越金を歳入として、歳出としては、諸支出金、これがメインになってくるんですがけれども、この諸支出金といいますのが、資料をめくっていただいて3ページのところへございまして国や都への支出金に対する返納金という金額になるんですが、それを中心とした歳出になっております。

これは準備基金積立金と合わせまして、歳入と歳出が同じ金額になるという形での補正予算になってございまして、1億3,797万6,000円の補正が行われるということになります。したがって、予算の計上規模が、当初予算規模では48億8,566万円であったものが、50億2,363万6,000円になるという形での補正となります。

以上、平成24年度の介護保険事業の運営状況、そして、追加で説明させていただきました平成25年度の補正予算案の概要の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

【林会長】

ありがとうございました。資料ナンバー23と追加資料ナンバー24に基づき事務局からご説明がりましたが、何か今の報告について、質問、ございませんでしょうか。那須委員。

【那須委員】

介護給付費等決算額のところで、これが多いのがあるんですけども、介護予防福祉用具購入費というのが執行率80%で、140%以上ですけども、具体的には何なのかというのと、どうしてこうなるのか、聞きたいと思います。

【林会長】

資料でいうと何番目の資料ですか。

【那須委員】

資料ナンバー23の8です。介護給付費等の決算額。

【事務局】

予防の福祉用具の購入費のところでよろしいでしょうか。

【那須委員】

はい。

【事務局】

この執行率80%といたしますのは、平成24年度で用意した予算額225万円に対して、決算額が180万円であったということでの80%でございます。そして、右端の140.6%という伸び率のことなんですけれども、実は同じ予防福祉用具購入費の平成23年度決算額が128万円ございましたので、その128万円に対して、決算額180万円がおよそ40%の増であるということになります。

申しわけございません。ちょっとわかりにくかったかもしれませんが、この右端の伸び率というのは前年との対比となっております。

このグレーの色がかかっている執行率というのは、平成24年度で立てた予算に対してどれぐらいの割合でお金が使われたかということを示す数値になっております。

【那須委員】

はい、わかりました。

【林会長】

ありがとうございました。グレーのというのはちょっとグレーに見えないので。執行率。

ただ、この8の資料はこれから何を読み取るかということですけども、執行率が98.5%ということは、どうなんですかね。予算が全て執行されていないということですよ。それを読み取ればいいんですか。

【事務局】

基本的には、この給付費の決算額についてのこの8番の資料については、一番、見ていただきたいのは、対前年の伸び率というところを見ていただきたいと思います。そういう意味ではちょっとこの網かけがよくないところだったかもしれません。申しわけございません。

【新田委員】

恐らくこのデータが非常にラフだと思うんですね。なぜかという、介護予防の福祉用具というのは、一回、すごく抑えられたんですね。福祉用具、例えばベッドとかというのも含めてあって、要支援1に分けが変わったじゃないですか。あれを分けたという中で、やはり福祉用具を無駄に使うことによって、かえって介護予防にはならないとい

うことが数年前にありましたよね。その結果、予算ももちろん抑えられたわけですよ。

また、今、伸びているというの中身がこれでは見えないよね、はっきり言いましてね。だから僕はとてもいい指摘だと思うんですけども。

具体的にどういうものがこういう福祉予防として使われて、何に役割が立ったのか。本当に福祉用具と、予防として役割ができたのかという検討はやっぱりすべきだという風に思います。それはもちろん、ケアマネ等がプランニングしてつくるわけですよ。その中に多くの無駄もあったり、もちろんプラスもあったりするわけで、ここだけではちょっと見えないんじゃないかなと思いますね。

これはこれからの課題でしょうかね。

【林会長】

事務局。

【事務局】

すみません。予防の方の福祉用具、これ、購入になっていまして、ほとんどが入浴補助具とかそういう、それがあれば介護までは手間がかからないというようなことで購入される方が多いので、年によってすごくばらつきがあります。前年は120万程度だったのが、平成24年は180万になったという。ちょっと推測がつきにくいところではあります。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。

【新田委員】

もう一つ、事務局にお願いなんですけれども、このグラフで75歳以上要介護認定者、これを出したまではいいと思うんですけど、ここまでは何も読めないと思うんですけど。

むしろ、何が今、一番、要介護者で重要なのか、やっぱり75歳以上ですよ。65歳から74歳までに対して、ほとんどそこでは要介護者が10%もないぐらいなわけですよ。ほとんどが75歳以上ですよ。そのところがもう少し見えないと、次回改正につながらない図だと思うんですけど。

そこをもうちょっと比較で出して、65歳から74歳と、75歳からそれ以上という具合の出し方が一つと、それに対して、それから、いろいろ発表がありましたけれども、その人たちがどのレベルの要介護状態なのかですね。例えば、65歳から74歳までの要介護状態の人はどういう人たちがいるのか。そして、75歳以上の人はどういう人たちがいて、どんな介護度なのか。そして、場合によっては、その主要病名というのがもちろんありますから、そこまで分析を。それは介護保険の主治医意見書を含めてですよ。これは大きな作業なので、今、やってくれとは決して言わないけれども、そこまで見ていかないと、次の国立市における状況、どういう人たちがどう要介護になっているのか。それと、介護保険ってこれだけ必要なんだよ。もちろん、次回の介護保険改正もすごくまたお金がかかるわけですから、そのための予防も含めて必要になると思うんですけど。そこまで、せっかく出すデータであれば、いつとは言わないけれども、出したほうがいいでしょうと思います。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。

ちょっと私から。4番目の資料ですが、介護給付費の推移で、計画額と決算額が離れてしまったということですが、先ほどのご説明だと、処遇改善加算が非常に影響するところが大きかったと。7,000万以上とご説明がありましたけれど。これは、平成25年度以降はどうなりますか、処遇改善加算の影響というのは。

【事務局】

処遇改善加算につきましては、各事業所のサービスを行った際に、そのサービス種類に応じて、例えば、訪問介護であれば、提供したサービスの点数の総体の4%を上乗せする。あるいは、特養であれば2.5%上乗せするといったような、人件費に対して上乗せしていくというようなシステムをとっておりまして、これは25年度以降も、実質、続いていっている、そういう制度でございます。

24、25、26の第5期事業計画を策定した際には、処遇改善加算であるとか、あるいは地域区分の見直しであるとか、そういった制度改正に対する給付額の増加の見込みは1.2%程度でということでの厚生労働省からの数字の水準が出されておりましたので、そういった数値に基づいて事業計画の給付額を見込んでいたというところがございますが、実際にふたを開けてみると、それよりかなり高い水準、人件費割合の比較的低い施設サービスにおいても2.5%を上乗せするというような制度になっておりましたので、計画値よりもより高い水準での給付が行われるということになっておりますので、平成25年度も同様な傾向が、事業計画に対しては行われているということになってくるかと思えます。

【林会長】

ありがとうございました。ほかに何かございませんか。

もう一つ。表で7番のグラフ、ちょっと数字が入っていないんですが、7番だと思えます。上のほうに真横に破線がありますよね。これは何をあらわしているんでしょうか。点々点々と。

【事務局】

すみません。これは確認とらせてください。申しわけございません。

【林会長】

お願いします。ほかには何か。川田委員。

【川田（キ）委員】

11番の保険料の減免状況ですが、平成23年度の6件、24年度も5件ほど認定できなかったというのがあるんですが、それはどういうことだったのかなど。わかれば教えていただきたいんですけど。

【事務局】

これは、全部を今、頭の中で把握しているわけではないんですけども、減免申請をしていただいた方の預貯金の金額が基準を超えているような場合ですとか、減免基準自体に合致していなかった方ということになってきます。

【川田（キ）委員】

上限というのは幾らぐらいなんですか。

【事務局】

生活保護基準の1.5倍という設定になっておりますので、具体的にどの方がどこの部分で基準に引っかかったのかまでは、全部は把握はしていないんですけども、生活保護を受けられるかどうかという基準金額の1.5倍という目安で、収入であったり、預貯金等の財産であったり、調査をさせていただいて、それで決定していくというようなことになります。

【林会長】

伊藤委員。

【伊藤委員】

10番の保険料徴収のところで、普通徴収で未納が約1,000……、徴収率89%。

まあ、国立は東京都の市の中で、あらゆる税収の未納、滞納が一番少ないということでは有名なんですけれども、やはり税の公平化、例えば、特別徴収で天引きされている人から見ると、やはり不公平感というのが、若干残っているかなという気はするんです。

去年かな、佐藤市長のほうで、滞納に対する対応で、弁護士さんを非常勤か何かで何か採用されて、非常にそれが効果を上げています。市の職員の方が徴収を、大変ご苦労されて行動されていると思うんですけれども、それに比べてやはり弁護士さんの対応というのが心理的に全然違う効果がありますので、ぜひその辺を活用して、ぜひ国立、100%を目指していただきたいなと強く思います。

【林会長】

はい、事務局。

【事務局】

全庁的に、収納課のほうでその辺のノウハウを介護保険のほうにもいただきまして、今年度なんですけど、差し押さえをさせていただいて、少し、滞納繰越分については効果が上がってくるのが、もう目に見えている状況ではございます。引き続き努力はしてまいります。

【林会長】

ほかに。

【新田委員】

ちなみに、今、国保は徴収率、どれくらいなんですか。もっとすごいよね。85くらいですか。もっと切りますか。

【伊藤委員】

90に迫っているんじゃないかな。かなりいいんですよ。

【新田委員】

そんなに行ってますか。それはすごいよね。失礼しました。

【林会長】

ほかにございませんでしょうか。

それでは次の議題に進みたいと思います。検討部会報告であります。市が寄附を受けた土地に小規模多機能型居宅介護事業所を公募する件につきまして、先月17日に検討部会を開催いたしました。その内容について新田部会長から報告があります。

【新田委員】

本日、お配りされていると思いますが、簡単に説明させていただきます。

まず、当初の事務局からの話として、国立市が寄附を受けている東二丁目の土地について、小規模多機能型居宅介護事業所を地域密着型サービスとして公募をかけていくことを考えていると。同時に、寄附された所有者の意向として、地域の高齢者の交流できる場所を提供してほしいとおっしゃられていましたので、通常の公募とは違い、小規模多機能型居宅介護事業所で、かつ、地域交流の場を併設することを条件として公募をすると。そのことに対する検討をさせていただきました。

結論から言うと、まず、東二丁目のその寄贈地の利用の公募内容の整理なんですけど、小規模多機能型居宅介護事業者、これはなぜそう決めてあるかといいますと、当運営協議会によっても決められた国立市の介護事業計画に基づいて、今、国立市において小規模多機能型居宅介護事業所が必要であるという条件設定のもとで、こういった事業というのは、介護事業保険事業計画の中で行われるわけですから、その中で何がふさわしいかということで、小規模多機能型居宅介護事業所という風にまず決められたわけですね。それで、そこに地域交流の場を併設すると、これは寄贈者の意思ですが、という条件を

つけての公募ということでございます。

そして、第2として、地域交流スペースについて、市民団体から要望が出ていますということで、最初のほうに集まった委員からの質問があって、そこが少しまとまっておりますので、ちょっと読ませていただきます。

まず、市民から要望提案は4つあるのかということに対して、2月1日、1月31日、1月23日、そして7月12日から伝播されたものがあるということでございます。

そして、地域交流スペースの運営費用について、市は補助金を出す予定はどうかということ、現在、事務局としては正式にはないんだけど、高齢者のために使える基金があるので、そこでやっていただく中身によっては、高齢者にとって有効であれば運営資金は出せるんだけど、もちろん建築費は出せない。

後ほどの質問で、この高齢者運営資金について、そんなにあるのかという話が木藤委員からありまして、そこに具体的なお金が書いてあって、そんなにあるわけではないというのがあります。

そして、小規模多機能と同じところが、交流スペースについても、運営主体は、交流スペースについての建設費の部分は持ち出しになるのか。もちろん、これは持ち出しになるわけですね。そして、小規模多機能と同じところが交流スペースを運営することになれば、建築費については、小規模多機能を請け負ったところが持ち出しということになるので、もちろんそういうことになります。

地域交流スペースが、また、別法人になった場合ですね。別法人が交流スペースの部分だけの建築費を出すことは現実的に考えられるのかということに対して、別法人がやった場合、実際に建物を建てた小規模の運営法人に対して賃料を払って、地域交流事業を行うようなやり方は、一応考えられるだろうということで、そのときにどこまで市が補助をし、どのような賃料の設定にするかというお金の流れ方についてまでの細かいことは公募の段階でいえるかどうか。私はいえないと思いますが、そうだと思います。

そして、別法人でやるのであれば、もともとの小規模事業所に家賃をとらないでほしいという条件づけをしてという、こんなことができるかどうかというですね。ここのあたりがとても難しいことでございますが、その小規模多機能をする事業体が、もちろん建築費を払って、家賃をとらないで地域交流スペースを渡すという発想は、恐らくスペースというよりは、…どこでしたっけ。ちょっと、今、出てこない。縁側という発想がありますよね。縁側スペースという、縁側のような機能としてそこをですねという、そんなような感じも考えられるのではないかと。特定のスペース確保ではなくて、縁側という機能としてあるのではないかとというようなことももちろん考えることが可能だという風に思います。

そして、細かい点がいろいろありましたが、そこはそこで読んでいただいて、あとは市民団体の要望を簡潔にまとめる言葉をつくって、それを事業計画として提案するように公募要件に加えたらというですね。

もちろん、現在、皆さん、ご存じのように、地域包括ケアという概念というのが、いわゆる公助、共助、互助、自助という話です。4つがまとまってはじめて、これからの地域包括、地域というのが成り立つわけでございますから、こういった市民スペースというのは互助なのか、自助なのか、どちらかよくわかりませんが、公助と違ったこういうのがもちろん必要だろうとは思って、皆さん、検討会の委員も思っています。

ただ、そこについて、一番の問題は、小規模多機能が黒字化するの、実は、非常に大変なことなんです。現在は、どこでも黒字化して小規模多機能は、後で中川委員なんかはその辺詳しいだろうから聞きたいと思うんだけど、なかなかできない中で、

こういった交流スペースまでできるかどうか、余裕があるかどうか。よほど余裕があるところじゃないと難しいかなというのは、一応、僕自身は思っておりますが。基本概念としては、もう、寄贈者の意思でもありますし、このような市民を巻き込んでつくっていく地域交流、縁側スペースというのがあっていいものだろうなと思っておりますが、そのように報告いたしたいと思っております。あとは皆さんでご検討いただければと思っております。

【林会長】

ありがとうございます。ただいまの検討部会の報告について、何かご意見、あるいはご質問がありましたらお願いいたします。

【新田委員】

何か補足することがあれば、先生、言ってください。

【林会長】

はい。では、皆さんの質問、整理されている間にちょっと…。その後、私も考えてみたんですが、土地が限られているので、469平米でしたっけ。その建ぺい率とか容積率とかあって、あと、小規模多機能の事業所として、何ていうんですか、これだけなければいけないというのは決まっていると思うんですよね、面積的なものは。その定員を何人にするかによって違うと思いますが、最低の定員でやったとして、どれくらい面積が必要なのかとか、小規模多機能の分。それによって、地域交流スペースとしてどれくらいの面積が確保できるのかということも決まってくるのではないかなと思うんですが、そのあたりはわかりますか。事務局、お願いします。

【事務局】

小規模多機能型の事業所を運営するに当たって、そういう地域交流スペースをつくった際に、設備基準を満たせるかどうかというお話だと思うんですけども、基本的にはこの土地の大きさであれば、小規模多機能単体であれば、地域交流スペース、ある程度の広さ、何十平米かをとったとしても、設備基準に、即、触れるということには恐らくならないという風に考えます。

ただ、設備基準といいますのは、最低限用意するということで、実は、実際に面積を基準で上げているのは宿泊室の4畳半、7.43平米といったようなところでしか数値は出ておりません。

ほかの条例等にさわる場所があるかどうかというのは、また、再度確認していただければいけないんですが、そういう意味では、交流スペースをつくること自体が、即、小規模多機能の設備基準に抵触するような状態には、恐らくはないと思います。

ただ、前回の検討部会のときにご意見をいただきましたように、実際に、事業を運営するとなると、車両の出入りの、あるいは車両を置く駐車場、それから、職員の方やそこに出入りする方の自転車を置くスペースであるとか、そういったようなさまざまなスペースとしての需要もあるはずなので、一概に小規模多機能でこれだけという最低限のところをやればそれでいいというふうにはならないかもしれないというご意見は、前回、いただいております。

あと、小規模多機能自体が黒字を出しにくい事業形態であるという場合に、併設の、例えば、グループホームであるとかといったような事業を行わないと、小規模多機能単体では難しいといったようなことになった場合には、そちら側にも面積を割かなければいけなくなるような事態も考えられるという意見も、前回の検討部会の中で出ております。

【林会長】

ありがとうございます。単に設置基準がどうなっているかということだけではなく、

設置基準ということだけだったら、一定程度の地域交流スペースは確保できそうだけど、実際の事業所を運営していく場合とか、あるいは経営をして黒字を出そうと考えた場合に、なかなか、そのあたりがどうなるのかというのはまた難しいところがあるということですね。ありがとうございました。

実際の事業者として、中川委員、いかがでしょうか。

【中川委員】

自分たちの法人は、この案件については、一応、決議はしています。事情が許せるのであればやろうということは、地元の方のためにもなるだろうと思っていますので。

ただ、これ、新田先生が先ほど言われましたけれども、単体での、何というか、これというのはまず考えられないと思います。当面、いくら無償の土地であろうと、かなり厳しいです。

ですから、これをやっているいろいろな他道府県の情報なんかをもらえれば、やはり母体のしっかりしているところがやって初めて、地域交流スペースもその法人がやられたほうが一番いいのではないかと。別法人がやったら、もし、交流スペースを入れてもできないということで投げられたらこれまた困りますので、私、やっぱり、ある程度の力がある法人さんがある程度のノウハウを持って、そういう事業所がやればねという考えです。

自分たちは、もし、地元の方がこの事業に参画するのであれば、遠慮しようと思います。逆に、県外とか大手さんが入ってきたら、自分たちだったら地域での事業所ですので、そのためには採算云々ではなくて、法人全体であれば大丈夫という考えもあります。

ですから、今、情報収集をしている最中ですから、応募…。まあ、よそ様の、地域の事業者がもし手が挙げれば、それはしようがあります。逆に、協力して、連携していきたいと思います。今の状況はそういう状況です。

【林会長】

ありがとうございます。林委員、何かございませんか。

【林委員】

私も検討会のほうに入っているのですが、ちょっと5ページの真ん中辺に書かせていただきましたけれども、やはり、実際に事業運営していく段階になってくると、単純に小規模多機能プラス地域交流スペースだけではやはり厳しいだろうというところで、今、中川委員が言われたようなところで、やはり母体のある法人がある程度やっていく中で、程度の大きな黒字ではなくて、ある程度、毎年、きちんと運営できるような状況で支えていったほうがいいことなのかなということはあると思います。

あとはやはり、規模的なところでも、当然、運営していくのに、こちらにも書いてあるとおり、車両の駐車スペースとか、職員の、例えば、ミーティングとか駐車、あとはいろいろな備品倉庫、こういったものがいろいろつくっていくと、なかなか、どこまでその地域交流スペースとして十分なスペースがかなうかどうかというのは難しいというところがありますので、これはちょっと現実路線のところと、数字と見ていきながら、実際には考えていったほうがいいかなという風に思います。

【林会長】

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【新田委員】

あれですよ、中川委員。少なくとも、単年度、とんとんでいってほしいですよ。赤じゃだめで。一、二年後でも結構ですし、三年後でも結構なんだけども、そうしないと無理ですよ。

【中川委員】

ですね。私の法人のことをいうと、この地域からのお客様も結構来ているわけですよ。地域経由で見ればね。その人のためにも、どこも公募しなかったら行かざるを得ないかなと思っていますよ。

ですから、（新田）先生が言われたように、目の前の黒字ということでないと思うんですよ。これは法人がクリアして行けるような予定であれば。そういうような気がしていますんで。

【林会長】

いかがでしょうか。特に補足とかは。

【新田委員】

今のそういったことは、先ほど最後にまとめましたけれども、やはり地域交流スペースをきちっととって、そしてそこに市民団体の方に何らかの形でそれを賃貸する。賃貸するかそれはちょっとよくわからないんだけど、どういう形をとるか。ということで、結果としては小規模居宅事業プラス地域交流の場をつくるということでもいいということですかね。今の話だとね。

【中川委員】

遺贈者の…。

【新田委員】

それは嬉しい話でございましてね。もちろんね、それができればですね。

だから、この運協としては一応、その方向性で、一回、事務局として案を練ってもらうと。それで検討会でやると、そういう話でもいいのかな。

【林会長】

事務局。

【事務局】

大まかな線では、小規模多機能プラス地域交流スペースをとということで、このままの条件で行きたいと思うのですが、あと一回程度、検討部会をやるという予定で検討なさるといってやりたいと思います。

【新田委員】

じゃあそこで、よろしいですかね。今の基本線、ここでほかにもし意見がなければ、基本線は別にして、検討部会でそこで煮詰めさせていただいて、それで公募という形をとらせていただいでよろしいでしょうか。

【中川委員】

そうですね。ある程度状況が見られる、見えるようにしてもらえればね。

【新田委員】

はい、わかりました。

【林会長】

ほかになれば。那須委員、どうぞ。

【那須委員】

ちょっと…。施設の関係や何かを見ているんですけど、高齢者福祉基金をこの運営に使えるということが書いてあるんですね。

【新田委員】

これはちょっと事務局から…。

【那須委員】

事務局から聞く前にちょっとお聞きしたいんですけど、もともと4億あったというの

は、昔、私は聞いたことあるんですけども、市の言うには、今、2億3,000万で、その後、経常にやってるとの、その経常っていうのがわからないですけど。経常にやっているというのはどういう風にですか。

【林会長】

木藤委員、お願いします。

【木藤委員】

私も記憶で話しているのですが、後で事務局のほうで確認してほしいんですけど、たしか、毎年幾らかずつ、経常的な経費に充てているという記憶があります。それでいいんだよね。

【事務局】

はい。

【木藤委員】

経常的に毎年、何百万かずつ崩しているということ。

【那須委員】

使ってしまったんですね。

【木藤委員】

いえ、毎年使っているという。

【那須委員】

使っているんですね。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

高齢者の一般施策に充当しているというような形になりますので、高齢者の皆様に対する施策に使っております。

【新田委員】

包括払いで、それで…。こういうのにも大丈夫かねという話だけど。

【事務局】

補足をさせていただきますけれども、大分前になるんですけども、やはり東のほうでお亡くなりになられた方が、土地ですとか、あるいは貴金属等を市のほうにご寄附をいただいたというような経過がございます。そのときも、その地域に高齢の方々が集える場所をつくりたいというような形で検討に入ったんですけども、なかなか近隣の方々のご理解とかが得ることができなくて、現金等にかえて、こちらのほうの基金に積んであるというような形になっています。

ですから、不動産をお金にかえて残してあるということがあります。シマダさんという方からご寄贈いただいたんですけども、そういうような原資がございますので、似たような機能だと思えます。高齢の方々の日常のたまり場とっていいか、そういう機能になりますから、これは市のほうの政策的な決定も入ってきますけれども、私たちだけでは判断できない部分ですけども、そういうこの基金というんですか、貯金をこのような事業に充当することは可能だろうという風に一応考えておりますけれども。

ただ、ずっと充当して行ってしまうようになってしまうというようなこともありますので、その辺はどのようにするんだというのは、また、財政当局のほうとの関係性というのも出てくると思えますけれども、一応、使うとしたらそういうストックが、今、あるということでご理解いただければという風に思います。以上です。

【新田委員】

ついでの話でございますが、今、例えば新宿区でおもしろい、高齢者一人暮らしで身寄りのない方がいて、どうしようかということで、寄附するよりも、そんなに広くない土地に4階建てを建てまして、一番上がその人が住んでいる。その下に複合型の施設をつくる。小規模多機能型の複合型をつくって、そういうような住み方もやられていると。今、具体的な計画で、新宿区がオーケーしたんですね。というような、何も寄附しなくても、その人が最後まで住めるという、そんな方法もあります。

【那須委員】

いいですね。

【新田委員】

いいですよ。というような、これから、そんなことも増えてくるかもわかりませんね。ついでの話です。

【林会長】

ほかにはございませんでしょうか。

では、3番の議題も終わりにしまして、その他ですが、事務局から何か。

【事務局】

それでは、ご報告を1点させていただきます。定期巡回型訪問介護看護、公募に、今、入ってしまして、今日が一応、締切日になってしまして、2事業者さんの応募がありましたので、9月の運協に皆さんの審査をいただくような予定になりますので、よろしくお願ひいたします。

【林会長】

ということは、次回の開催日を。次回、9月19日、木曜日をということですね。次回の運協を開催したいと思っているんですが、そのときに合わせて事業者ヒアリングを行うということになりますね。

【事務局】

そうですね。

【林会長】

事務局からは以上ですか。

【事務局】

以上です。

【林会長】

ということで、今回は、今、申し上げましたが、9月19日、木曜日の、時間はいつもと同じ19時からですが、開催したいと思いますので、よろしくお願ひします。

事務局、どうぞ。

【事務局】

検討部会の要点なんですけれども、基本的に公開ということで、資料要求があれば開示させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

【林会長】

ということですので、ほかに何か、委員の皆様から、何かその他でございせんか。川田委員。

【川田（キ）委員】

この検討部会なんですけれども、ずっと今、読んで読み込んでいる段階なんです。できたらもっと前に作っていただければ、読んでから参加したいと思うので、これからあるようでしたら、また、お願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

【林会長】

前にもそういう要望を頂戴していますので、事務局、よろしくお願いします。
ほかに何か。どうぞ。

【木藤委員】

確認なんですけど、検討部会の内容は、これの要旨になっているようですけども…。
と言うのは前回の検討委員会のとくと、そこで出た内容で事務局のほうである程度まとめ
てという形になっていましたが、今日もある程度…。

【新田委員】

そのままですよ。

【木藤委員】

確認しているんですけども、一応、たたき台と言ったから、検討部会はまたやる
ということよろしいですか。

【事務局】

最後にもう一度、まとめさせていただいて、それでやりたいと思いますが、その必要
がないということであれば、次回の運協で報告というか。

【林会長】

もう一回やるんですよ。

【新田委員】

やるんですけど、今、言われたのは、その議事録も何をどうするのかも決めてい
なかつたですよ。

【木藤委員】

それもそうなんですけど、私のイメージとしては、検討部会を何回かやって、まと
めたものをこの運協に出すというイメージでやっていたものですから、いきなり中間の
ものが運協に諮られたので、そういう意味で、ちょっと確認をしたかったと。

【事務局】

すみません、一応、検討部会の内容を運協に報告するというので、1回、1回やっ
ていますので、そういう形でお願いします。

【木藤委員】

先ほどのように、もう一回、確認するということですね。

【事務局】

はい。

【林会長】

それでは、ほかにないようでしたら、今日はこれで終わりにしたいと思います。
どうもお疲れさまでした。

—終了— (20:07)